

「建設業許可の手引(Ver. 10)」改訂点

「建設業許可の手引(Ver.10)」を改訂しました。
改訂点は以下のとおりです。

1 概要

専任技術者における工事实績確認書類について、証明者が許可を有している場合に、記載した対象業種に係る許可期間分が確認できる「建設業許可通知書」の写し又は「建設業許可申請書等(受付印があるもの)」の写しで、営業所の専任技術者の証明を行うことも可能としました。

2 改訂箇所

詳しくは別紙を御覧ください。

3 その他

建設業許可の手引(Ver.10)については、令和6年8月13日以降の申請及び届出から適用します。

4 問合せ先

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

電話 054-221-3058

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

※今回、様式の改訂はありません。

(別紙)

建設業許可の手引 改訂箇所及び内容(Ver.10)

ch.	ページ	改訂箇所	旧	新
—	—	CONTENTS	(Chapter1) 6-1 経營業務の管理責任者等	(Chapter1) 6-1 経營業務の管理責任者
1	3	【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】才	個人情報の保護に関する法律第69条の規定による利用又は提供	個人情報の保護に関する法律第69条の規定による利用又は提供
1	4	①「建設工事」とは ③「建設業者」及び…	p46～p55 法第3条第1項の許可を受けて、建設業を営む者をいいます。	p30～p39 建設業者とは、法第3条第1項の許可を受けて、建設業を営む者をいいます。
1	7	4 業種別許可	…建設工事の種類別に見た内容と例示等(p32～39)を参照してください。	…建設工事の種類別に見た内容と例示等(p30～39)を参照してください。
1	12	(口)	…なお、A、B及びCは一人が複数の経験を兼ねることを可能とする(今回の改正で新たに導入)。	…なお、A、B及びCは一人が複数の経験を兼ねることを可能とする。
1	19	【注1】 【注2】 ●営業所の専任技術者の資格要件 ●国家資格等	営業所の専任技術者となり得る国家資格等一覧(p44～46参照) …期間を重ねることはできません(2業種を申請する場合は20年以上必要です。)(p141参照) ④一級技術検定等の国家資格者(p44～46参照)	営業所の専任技術者となり得る国家資格等一覧(p44～47参照) …期間を重ねることはできません(2業種を申請する場合は20年以上必要です。)(p143参照) ④一級技術検定等の国家資格者(p44～47参照)
1	20	●国家資格等	(p61～63参照)	(p44～47参照)
1	23	工事現場に配置技術者	国、地方公共団体、公共法人等が発注する工事	公共性のある工作物に関する重要な工事
1	27	スキーム(禁錮以上の刑言い渡し)	(青矢印開始位置)H29.10.30とH30.10.30の間あたりからスタート	(青矢印開始位置)H30.10.30
1	30	建設工事の内容(土木一式工事)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(解体工事を除き補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
1	44	10 国家資格等一覧(営業所の専任技術者)告示・規則第7条の3等 資格区分	10 国家資格等一覧等(営業所の専任技術者)告示・規則第7条の3等 (解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者若しくは平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者)	10 国家資格等一覧(営業所の専任技術者)告示・規則第7条の3等 (解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者)
1	47	10 国家資格等一覧(営業所の専任技術者)告示・規則第7条の3等	— —	※登録基幹技能者に関する注意事項…… ※資格区分の欄の右端に【年数】……
1	50	11 許可通知書と標識	10 許可通知書と標識	11 許可通知書と標識

ch.	ページ	改訂箇所	旧	新
2	56	申請書類提出先 ●受付時間	〒430-0915 —	〒430-0929 受付時間を強調
2	57	(3)窓口審査 (4)受付	申請者本人(申請者の役員及び従業員でも可)又は委任を受けた行政書士が申請書類等を持参してください。 申請内容の不備及び申請書類の不足等がなく、……	申請者本人(申請者の役員及び従業員でも可)又は委任を受けた行政書士が申請書類3部と確認書類1部を持参してください。 申請内容の不備及び申請書類の不足等がない場合には、……
2	58	図	※申請区分と審査手数料についてはp80・81参照	※申請区分と審査手数料についてはp60・61参照
2	67	STEP1	①来庁者の確認	①来庁者の確認 身分証明書等の確認
2	71	市区町村コード(項番10)及び管轄土木事務所	—	22221 湖西市
2	75	県庁及び各土木事務所の最寄りの「静岡県収入証紙」販売所は以下のとおりです。	袋井市三門町11-12 (袋井建設業会館内)	袋井市三門町11-12 (袋井建設業協会内)
2	86	記載例	事業所整理記号及び事業所番号等を記載 協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになる。 雇用保険は、労働保険番号を記入する。	事業所整理記号及び事業所番号等を記載 協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになる。 組合管掌保険に加入している場合は健康保険組合の名称を、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は建設国保の名称を記入する。 雇用保険は、労働保険番号を記入する。
2	95	●建設業法における財務諸表	したがって、これらの理由から、財務諸表の様式や様式にある勘定科目を消却したり加えたり申請者が勝手に変更することができません。	したがって、これらの理由から、財務諸表の様式の記載要領に基づき、作成するようにしてください。
2	97~98	貸借対照表 記載例	売掛金、買掛金	削除
2	118	貸借対照表 記載例	ソフトウェア、未払消費税等	削除
2	120	損益計算書 記載例	貸倒引当金繰入額	削除
2	144	記載例 ※	p162と同様に…… 監理技術者資格者証により法第15条第2号の証明を行う場合は、p143、2を参照してください。	p141(又はp142)と同様に…… 監理技術者資格者証により法第15条第2号の証明を行う場合は、p142、2を参照してください。
2	151	役員等氏名一覧表	浜松市中央区 (注2)……これらに準ずる者又は相談役、顧問等)及び……	浜松市浜名区 (注2)……これらに準ずる者)及び……
2	155	区分(様式第7号)	……前事業主の死亡(引退)の日付等を記載する。(p147参照)	……前事業主の死亡(引退)の日付等を記載する。(p127参照)
2	162	認可申請書類	許可申請と共通の様式はp97~p173を参照	許可申請と共通の様式はp69~p153を参照
2	172	確認書類について	申請区分(p68参照)	申請区分(p60参照)

ch.	ページ	改訂箇所	旧	新
2	175	㉔ア	「健康保険被保険者証」(「記号」「番号」はマスキング(黒塗り)して提出)	「健康保険被保険者証」(「記号」「番号」及び「保険者番号」はマスキング(黒塗り)して提出)
2	176	注17	……足りません(原本提示の上、写しを提出)。……	……足りません(写しを提出)。……
2	179	(3)実務経験の実績	—	才 記載した対象業種に係る許可期間分が確認できる「建設業許可通知書」の写し又は「建設業許可申請書等(受付印があるもの)」の写し
2	179	注3	「監理技術者資格者証」、「電気工事士免状(第1種・第2種)」及び「消防設備士免状(甲・乙)」については、法において現場での携帯が義務付けられている免状であることから、原本の提示は不要です。	削除
		注4	(p215参照)	(p186参照)
2	179～180	注3～注10	注3、注4、注5、注6、注7、注8、注9、注10	注3、注4、注5、注6、注7、注8、注9
2	180	(1)該当者の専任性	(p199と同じ)	(p179と同じ)
2	187	15 有資格コード一覧(一般建設業)	(解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者若しくは平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者)	(解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者)
2	189	15 有資格コード一覧(一般建設業)	—	※登録基幹技能者に関する注意事項……
			—	※資格区分の欄の右端に【年数】……
2	190	16 有資格コード一覧(特定建設業)	(解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者若しくは平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者)	(解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者)
2	206～209	通知	建設業許可等に係る「経營業務の管理責任者証明書」の取扱いについて	(別紙)建設業許可等に係る「経營業務の管理責任者証明書」の取扱い
2	213	見出し	16 申請者用チェックリスト	20 申請者チェックリスト
		見出し	17 役員等氏名一覧表	21 役員等氏名一覧表
2	215	役員等氏名一覧表	(注2)……これらに準ずる者又は相談役、顧問等)及び……	(注2)……これらに準ずる者)及び……
			株主は不要、顧問・相談役は記載してください。	株主は不要です。

ch.	ページ	改訂箇所	旧	新
3	219	届出書類提出先	〒430-0915	〒430-0929
3	224	市区町村コード(項番10)及び管轄土木事務所	—	22221 湖西市
3	229	A 確認資料等	・経營業務の管理責任者の確認書類p194	経營業務の管理責任者の確認書類p174
3	231	P-2 確認資料等	p264	p263
		Q	p265	p264
3	233	●必要届出様式の一覧 分類記号Q	p230と見開きで参照してください。 p265	p234と見開きで参照してください。 p264
3	239	(2)現在証明されている経營業務の管理責任者に加えて新たな者を経營業務の管理責任者として証明する場合	婚姻等において氏名の変更があった場合は、上記1の(1)に該当する……	婚姻等において氏名の変更があった場合は、上記(1)に該当する……
3	241	記載例	事業所整理記号及び事業所番号等を記載協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになる。 雇用保険は、労働保険番号を記入する。	事業所整理記号及び事業所番号等を記載協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになる。 組合管掌保険に加入している場合は健康保険組合の名称を、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は建設国保の名称を記入する。 雇用保険は、労働保険番号を記入する。
3	263	確認資料3 会社が破産手続開始の決定により解散したとき 確認資料(4 法人が合併又は破産手続開始決定以外の事由により解散したとき)	裁判所発行の「破産管財人及び印鑑証明書」又は「破産管財人資格証明書」の写し 当該法人の清算人であることが分かる商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し	裁判所発行の「破産管財人及び印鑑証明書」又は「破産管財人資格証明書」 当該法人の清算人であることが分かる商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
3	265	●事業年度終了用の変更届出書作成イメージ	発注者の発注区分で記載せずに、建設工事の種類・内容・例示・区分の考え方(p31～p39参照)によって建設工事を業種区分する。	発注者の発注区分で記載せずに、建設工事の種類・内容・例示・区分の考え方(p30～p39参照)によって建設工事を業種区分する。
3	269	1 経營業務管理責任者 2 営業所の専任技術者 3 財産的基礎 4 営業所の実態	p194～参照 p199～参照 p202参照 p203～参照	p174～参照 p179～参照 p182参照 p183～参照
3	271	役員等氏名一覧表	(注2)……これらに準ずる者又は相談役、顧問等)及び……	(注2)……これらに準ずる者)及び……
3	272	役員等氏名一覧表	浜松市中央区 (注2)……これらに準ずる者又は相談役、顧問等)及び…… ※記載方法についてはP171参照。	浜松市浜名区 (注2)……これらに準ずる者)及び…… ※記載方法についてはP151参照。